## 令和8年度採用

# 加古川市会計年度任用職員(フルタイム) 採用試験

# 【幼稚園教諭・保育教諭・保育士】

# 募集要項

申込受付期間 随時(午前8時30分~午後5時15分)

※土曜日、日曜日、祝日は除きます

※受付を締め切ることがありますので、申込み希望の

場合は事前にご連絡ください。

申込受付場所 加古川市役所 本館1階 幼児保育課

#### 加古川市こども部幼児保育課公立園係

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 TEL (079) 427-9148 (直通)

#### 1. 採用概要

職	種	幼稚園教諭	保育教諭	保育士
勤務	場所	市立幼稚園	市立認定こども園 (新設こども園を含む)	市立保育園
業務	内容	園児の教育・保育		
採用予定人数 10名程度				
採用	期間	令和8年4月1日 ~ 令	和9年3月31日(1年間	)

- 注1)提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また採用後に不正等が発覚した場合には、採用を取り消します。
- 注2) この採用は、加古川市の正規職員の採用とは無関係であり、正規職員採用の際に優先されるものではありません。
- 注3) 合格基準に満たない場合は不合格とするため、合格者数が募集人数を下回る場合があります。

#### 2. 応募資格

職		種	幼稚園教諭	保育教諭	保育士
応	募 資	格	幼稚園教諭免許 (1種又は2種)	保育士資格	保育士資格
		※令和8年3月31日までに資格免許取得見込みの人を含みます。			
年		齢	不問		
欠析	各要	件	地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格条項に該当する 人は応募できません。		

#### 3. 申込方法・受付期間

受 付 期 間	随時(午前8時30分 ~ 午後5時15分) ※土・日・祝日は除きます。 ※受付を締め切ることがありますので、申込み希望の場合は事前にご連絡くだ さい。
	下記の必要書類等を幼児保育課(加古川市役所本館1階)まで直接持参いた だくか、郵送にてご提出ください。
申 込 方 法	①加古川市会計年度任用職員採用試験申込書 ※必要事項を記入の上、写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。 ②保育士証及び幼稚園教諭免許状の写し ③結果用通知封筒 ※長形3号の封筒に110円切手を貼り、申込者の氏名、送付先を明記し てください。また、氏名の後には、「様」を付記してください。
受付場所 (送付先)	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市幼児保育課 公立園係(加古川市役所本館1階)

### 4. 試験概要

試 験 日	試験日・時間等は相談の上決定します。
試 験 会 場	加古川市役所周辺会議室 ※試験会場の詳細は別途お知らせします。 ※駐車場は、立体駐車場(たんようカーパークつつじ:有料)を利用してく ださい。割引処理を行いますので、駐車券は必ず会場までお持ちください。 (ただし、会場時刻は午前8時15分です。)
試験内容	面接、実技(手遊び、弾き語り) ※実技(手遊び、弾き語り)につきましては、内容及び曲の指定はありません。試験当日に行う内容を各自ご準備ください。
結 果 発 表	結果を郵送で通知します。

## 5. 勤務条件

	11	
任用其	明間	令和8年4月1日~令和9年3月31日の指定する期間 ※1年を超えない期間で、最長5年まで再度任用する場合があります。
勤務日	寺間	【幼稚園】 午前8時15分から午後5時00分まで(休憩60分) 週38時間45分(1日7時間45分×週5日(月~金曜日)) 【認定こども園・保育園】 <認定こども園・保育園】 <認定こども園・午前8時15分から午後5時00分まで(休憩60分)※標準 <保育園> 午前8時30分から午後5時00分まで(休憩45分)※標準 週38時間45分(1日7時間45分×週5日 早出・遅出勤務あり) 月~土曜日の間でローテーション勤務(4週8休 祝日除く)
		※業務の都合により時間外勤務が生じる可能性があります。
給	与	月額 238,033円(地域手当を含む) 年収 約395万円(期末・勤勉手当を含む、年2回支給[年間最大4.6月分]) (初年度は約356万円) ※令和7年4月1日時点 ※採用日前に本市の会計年度任用職員として在職期間がある場合、
		その勤務実績に応じて加算される場合があります。
諸手	当	地域手当(月額に含む)、通勤手当、時間外勤務手当 期末・勤勉手当、退職手当(支給には条件があります)
休	日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日ま での日
休 暇	等	年次有給休暇:任用期間に応じて付与(1年間に最大20日) ※新規採用者の場合、12日付与 ※上記以外に、結婚休暇や忌引休暇等の特別休暇があります。

服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限) また、懲戒処分等の規定が適用されます。
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。 (連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく 制度が適用されます。)
その他	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

注)上記給与及び諸手当の内容は、今後給与改定等により変更になる場合があります。